

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客、社会各層からの幅広い信頼と期待にこたえるため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要と考えております。そのため、以下の基本的な考えに基づき各施策を遂行しています。

- (1) 経営の健全性・透明性の確保
- (2) 法令の遵守
- (3) 意思決定プロセスの明確化
- (4) 業務執行の適切化
- (5) 適時適切な情報開示
- (6) グループ全体のリスクマネジメント

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1 - 2】

当社は、株主総会招集通知の英訳は行っておりますが、議決権の電子行使を可能とする仕組みは導入しておりません。機関投資家や海外投資家の状況も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作りの必要性については認識しており、今後も株主構成の変化等状況に応じた検討を進めてまいります。

【補充原則2 - 4】

当社は、人材の多様性を確保することは、中長期的な企業価値の向上に繋がるものと認識しており、性別、国籍、中途採用の如何を問わず、従業員のスキルや経験等を総合的に判断し、管理職への登用を行っております。しかしながら、中核人材の多様性確保についての測定可能な数値目標の設定には至っておりません。

また、人材育成方針、社内環境整備の方針とその実施状況についても開示できるまでには至っておりません。

これらについては、今後の課題として取り組んでまいります。

【補充原則2 - 5】

当社は、内部監査担当部門を内部通報窓口としており、また内部通報制度運用規程により、情報提供者の秘匿と不利益取扱いを禁止する規律を整備しておりますが、内部監査担当部門の経営からの独立性という点では十分でないことを認識しており、今後は経営陣から独立した窓口体制の整備について検討してまいります。

【補充原則3 - 1、4 - 2】

当社は、21世紀を「環境世紀」と認識し「環境管理規定」を制定するなど、事業の成長と地球環境の負荷軽減に取り組んでおり、その具体的内容は当社ウェブサイトにて開示しております。

(<https://www.sun-denshi.co.jp/csr/>)

もっとも、取締役会においてサステナビリティに関する基本的な方針を策定するには至っておりません、現在検討を進めております。

また、人的資産及び知的財産への投資等についても、その適切な情報開示・提供の方法を検討しており、今後、新たな経営計画を策定する際には、当該情報について積極的に開示いたします。

【補充原則4 - 10】

当社は、取締役の指名に関しては、任意の指名諮問委員会を設置しておりますが、報酬の決定に関しては、任意の委員会を設置しておらず、各取締役に支給する報酬の具体的金額等は、取締役会(監査等委員である取締役については監査等委員会)において決定しております。

当社の取締役は9名中4名が社外取締役(うち3名は独立社外取締役)であり、取締役会においては経営陣から独立した立場で審議に参加し意見を述べていることから、現在の仕組みが適切に機能していると考えておりますが、指名諮問委員会において取締役の多様性やスキルの観点から適切な関与・助言を得ることを含め、より一層、手続の客観性・透明性を高める仕組みについて検討してまいります。

【原則4 - 11】

当社は、国籍、人種、性別、年齢などにかかわらず、当社の取締役に最も適と考えられる人材を取締役に選任しております。現在、当社の取締役は、全員が男性であり、女性取締役は選任しておりませんが、適任者がいれば、取締役候補者として指名することを検討してまいります。

また、国際性の面については、外国籍の取締役を複数選任しており、現状の取締役会において適切に当社の経営を行い得るものと考えております。また、監査等委員である取締役については、財務・会計又は法務に関する相当程度の知見を有する者として、公認会計士1名、弁護士1名を社外取締役に選任しております。

【補充原則4 - 11】

当社は複数の事業を展開する事業会社として、業務執行にかかる重要な意思決定と監督を両立させるために、取締役全体として各事業の専門知識、企業経営、財務会計、法務・リスクマネジメント、グローバル等のスキルを備えた人材をバランスよく登用することが重要であると認識しております。

今後は、事業の選択と集中を推進し、新規事業に向けたM&Aや事業構造改革の検討に向けて、当社の事業特性や経営環境に応じた具体的な

判断基準や方針を定め、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制構築を講じるとともに、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を行ってまいります。
なお、取締役の選任に関する方針・手続は、原則3-1(iv)に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役会の実効性について、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。

【原則5 - 2】

当社は、現在、連結子会社Cellebrite社の当社業績への影響の分析に時間を要していることから、中期経営計画を公表しておりませんが、事業年度毎の業績目標や中期ビジョンを公表するとともに、IR活動等を通じて、目標達成に向けた定性的、定量的な根拠を株主に対して分かりやすく説明するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則1 - 4】

当社は、保有先企業との安定的な取引関係の維持・強化を通じて、中長期的な企業価値の向上に資する場合には、政策保有株式として、上場会社株式を保有することとしております。

保有する政策保有株式につきましては、毎年、銘柄毎に、その保有目的の合理性と、保有することによる関連収益及び便益を取締役会で検証し、保有しない場合との比較において保有の有無を決定しております。本年につきましては、検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

また、政策保有株式に係る議決権行使については、当社の企業価値を毀損させないか、保有先企業の価値向上に繋がるかを総合的に判断して行います。違法行為の発生等、株主価値が毀損する可能性がある場合やコーポレート・ガバナンス上重大な懸念がある場合には反対票を投じます。

【原則1 - 7】

当社では、取締役や主要株主などの関連当事者との間で取引を行う場合には、法令や社内規程に基づいて、当社との利益相反を防止し、取引の公正性・公平性を図る観点から、取引の合理性や取引条件について、あらかじめ取締役会において説明することとしており、当該取引を実施した場合には、取引の内容について取締役会に報告することとしています。

当社と関連当事者との取引の有無については、当社の役員に対し、毎年、書面調査等により、取引の有無を確認しています。

【原則2 - 6】

当社は企業年金制度として、確定給付企業年金制度を導入しておりませんが、福利厚生の一環として、従業員自らが投資内容を選択できる確定拠出年金制度を設けております。運営管理機関と協働して、従業員に対して、映像等を利用し制度周知や利用推奨等の働きかけを行っております。また、年金制度の担当部署は人事担当部門としており、その担当者については確定拠出年金をはじめとする公的・私的年金全般にわたる基本的な知識がある社員を登用した上で、加入者への投資教育、社員に豊かな老後のライフプラン提案ができるよう、外部の研修等を利用し、研鑽させております。

【原則3 - 1】

() 当社は、次の「スローガン」、「企業理念」及び「基本戦略」のもと、商品力・品質に優れた高付加価値な商品やサービスを企画・開発し、提供し続けることを目標として経営に取り組んでおります。

スローガン: 「夢・挑戦・創造」

企業理念: 「情報通信・デジタル技術&エンターテインメント」で社会生活を質的に向上

基本戦略: 成長企業化*の実現

*「成長企業化」とは、成長企業(良好な収益を継続的に上げる企業)に転じること

当社の基本戦略や中期ビジョンを含む決算説明資料等を当社ウェブサイトにて公開しております。 <https://www.sun-denshi.co.jp/>

() 本報告書「1.基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績等を考慮の上、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役の報酬の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会にて決定しております。

当社は、取締役の報酬について、業績及び中長期的な企業価値との連動を重視し、株主利益とも連動する報酬体系とすべく、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決定しております。

取締役の報酬は、金銭報酬(固定報酬)及び株式報酬(ストックオプション)から構成しております。

取締役の金銭報酬は、月額固定報酬とし、各取締役に対する具体的支給額は、監査等委員を除く取締役については、各職位に応じて定められた基準に基づき、代表取締役が原案を作成し、取締役会において決定しており、監査等委員である取締役については、監査等委員会において決定しております。

当社は、取締役の株式報酬として、ストックオプション制度を導入しており、各取締役に支給するストックオプション(新株予約権)の個数は、業績や職責、経営内容、経済情勢等を勘案し、取締役会(監査等委員である取締役については監査等委員会)において決定しております。"

() 業務執行取締役(監査等委員及び社外取締役でない取締役)については、知識、経験、能力等のバランスを考慮し、業務執行取締役の相互評価の結果に基づき、取締役会においてその候補を選定し、独立社外取締役を主要な構成員とする指名諮問委員会において適切性を審議したうえで、その意見を踏まえて、取締役会の決議により選任議案を決定することとしております。

監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意のもと、適切な監査・監督を行うに十分な専門知識や経験・見識を有している者を選定しております。

社外取締役については、会社法の要件及び東京証券取引所の定める独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立社外取締役として選定しております。

代表取締役を含む経営陣について、法令・定款違反があった場合のほか、その選任基準を満たさないあるいは職務遂行が困難と判断される場合は、指名諮問委員会において審議したうえで、その意見を踏まえ、取締役会は株主総会に提出する当該取締役の解任議案を決定します。

() 取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名については、株主総会招集通知の株主総会参考書類に個々の略歴及び選任理由を記載しております。

https://www.sun-denshi.co.jp/ir_info/notes/2021/50thNoticeGeneralMeetingShareholders.pdf

【補充原則4 - 1】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、事業分野毎の執行責任者・会議体等を設け、経営の意思決定と業務執行の分離を確立しております。また、経営陣に対する委任の範囲については、取締役会規程及び職務権限表に基づき、取締役会、執行責任者、役職者等の意思決定機関、意思決定者の決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4 - 9】

当社は、独立社外取締役を選定するための独立性に関する独自の基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ、一般株主様と利益相反が生じる恐れがないと判断した者を独立社外取締役に選定しております。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役の重要な兼職の状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書等を通じて毎年開示しております。なお、当社の社外取締役4名は、当社グループ以外の他の上場会社の役職を兼務しておらず、当社の取締役の業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役の就任に際して、その役割・責務を適切に課し、理解を深めるために必要な知識の修得や適切な更新等のために様々な研修機会を提供・斡旋しております。また、就任後も、経営を監督するうえで必要とされる知識や情報を提供する等、取締役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供しており、これらの費用については、当社にて負担することとしております。

【原則5 - 1】

当社では、株主との建設的な対話を促進するために、次のとおり、体制を整備し、株主との対話に関する取組みを行っております。

- () 当社では、取締役の中からIR担当取締役を選定しております。
- () IR担当取締役が、経営企画、人事総務、経理、法務部門等のIR活動に関連する部門と随時ミーティングを行うこと等により有機的な連携を図り、IR活動に関連する他部門と情報を共有しております。
- () IR担当部門にて、株主・投資家の皆様からの電話取材等のIR取材を受けております。
- () IR活動により把握された株主・投資家の皆様のご意見は、経営会議や取締役会において適切かつ効果的にフィードバックが行われております。
- () 株主・投資家の皆様との対話に当たっては、内部者取引規程によりインサイダー情報管理にも留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東海エンジニアリング株式会社	4,267,600	17.78
UBS AG LONDON A / C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,171,350	4.88
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,142,900	4.76
株式会社藤商事	940,000	3.91
NOMURA CUSTODY NOMINEES LIMITED OMNIBUS - FULLY PAID (CASHPB)	909,467	3.79
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	802,475	3.34
内海 倫江	680,000	2.83
渡辺 恭江	680,000	2.83
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	678,220	2.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	550,402	2.29

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岩田 彰	学者													
ヤニブ・バルディ	他の会社の出身者													
川上 明彦	弁護士													
柴田 和範	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田 彰				人工知能(AI)、ニューラルネットワーク、ディープラーニング、情報セキュリティ分野における高度な技術的専門知識とIoTセンサーシステムの企画・開発・製造に関する豊富なコンサルティング経験を有しており、当社社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な助言及び提言を行っており、当社グループの成長・発展に対する貢献が期待できるため、社外取締役として適任と判断し、選任しております。 また、当社との特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2)のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
ヤニブ・バルディ				長年にわたり様々なグローバル事業における戦略策定に携わり、また世界的な成長・成功を成し遂げてきた豊富な実績と経験を有し、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な助言及び提言を行っており、当社グループの成長・発展に対する貢献が期待できるため、社外取締役として適任と判断し、選任しております。
川上 明彦				弁護士としての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外取締役として適任と判断し、選任しております。 また、当社との特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2)のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
柴田 和範				公認会計士としての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外取締役として適任と判断し、選任しております。 また、当社との特別な利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立性基準(上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2)のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

本報告書「1.1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおり、監査等委員会の職務を補助すべき使用者として、内部監査担当部門の従業員が監査等委員会の職務を補助しております。
内部監査担当部門の従業員の人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を必要とすることにより、業務執行取締役からの独立性を保つ体制を整えております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、監査等委員会の指示による監査も行っております。
また、監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査担当部門との間で連絡会を開催し、報告・説明するなど連携を取っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会								

補足説明

指名諮問委員会は、指名諮問委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、取締役候補者の指名、代表取締役および役付役員等の選定プロセスの透明性および公正性を確保すること、また監査等委員である社外取締役が、役員の指名等について意見を形成するための十分な情報を得て、議論する場を確保することを目的として、社長の諮問機関である指名諮問委員会を設置しています。役員の指名等に関する議案を取締役に付議する際は、当委員会の答申を経て、その内容を十分反映させております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております(監査等委員である取締役及び社外取締役は除く)。

【総額】

付与時における、当社の経営環境、株価等を総合的に勘案し、決定します。

【個々の支給水準】

各取締役の役位、業績、業績向上への貢献度を総合的に勘案して決定します。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

企業の成長は、一部経営幹部の働きのみではなく、グループ全体の従業員の働きにより達成できるものと考えておりますので、経営幹部のみならず、グループ全体の従業員も付与対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期において支給した取締役報酬の総額につきましては、次のとおりです。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)(社外取締役を除く。)対象4名 50,210千円

取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)対象2名 11,320千円

社外取締役 対象6名 17,210千円

取締役報酬の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書にも記載し、同報告書等は当社ウェブサイトにも掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役会は、業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主利益とも連動する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を2021年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

1)基本方針

当社の取締役の報酬は、業績や職責等を考慮の上、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲において支給することを基本方針とする。

具体的には、固定報酬及び株式報酬(ストックオプション)により支払うこととする。

2)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬(金銭報酬)は、月例の固定報酬とし、各職位に応じて取締役会にて決定するものとする。

3)非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

4)金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模である企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成とし、個人別の報酬額については取締役会にて決議するものとする。

5)当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公平性、透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、

代表取締役が規定に基づき、取締役の個人別の報酬案を作成し、取締役会にて審議、決定していることから、

その内容は決定方針に沿うものであり、また上記の基本方針と照らし合わせても、これに適合すると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする専任のスタッフはおりませんが、常勤の取締役を中心に各担当部門が、必要な資料・情報提供、その他必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて開催し、グループ経営全般に係る案件について決議・審議・報告を行っております。

・監査等委員会

月1回の定例の監査等委員会のほか、必要に応じて開催し、常勤監査等委員から業務執行側の業務執行状況の報告並びに選定監査委員から監査・調査結果の報告を受け審議し、必要に応じて決議・協議した結果を取締役に報告・提案しております。

・経営会議

取締役(社外取締役を除く。)、執行役員、常勤監査等委員である取締役で構成する会議を月1回開催し、各部門長から経営計画の進捗状況の報告と経営課題の審議を行っております。

・会計監査人

当社は会計監査業務を有限会社あずさ監査法人に委嘱しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、大北尚史及び中野孝哉の2氏であります。また、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、その他8名であります。

・責任限定契約

当社は、業務執行を行わない取締役との間で会社法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、以下の理由で監査等委員会設置会社を採用しております。

1. モニタリングの強化

監査等委員である取締役は、取締役会において議決権を有するため、業務執行取締役が不適切な議案を提出した場合に反対するという形で経営陣に対するモニタリング機能を発揮することができます。

また、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)についても選解任・報酬等の意見陳述権を有しているため、取締役に対するモニタリングが強化されます。

2. 業務執行の意思決定の迅速化

監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役の場合又は定款に定めのある場合には、一定の重要な業務執行の決定を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができるため、重要な業務執行について迅速な意思決定をすることが可能となります。その為、取締役会は、業務執行取締役に対するモニタリングに専念することができます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、法定期日より早期に発送するよう努めておりますが、今回はコロナ禍の影響等により、法定期日(6月9日)に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日を、集中日を避けて設定しております。本年は、集中日である6月29日を避け、6月24日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していくべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2020年6月の株主総会招集通知より英文版を提供しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、招集通知の発送の7営業日前には当社ウェブサイトおよびTDnetによる開示を通じて掲載しております。また、招集通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条に基づき当社ウェブサイトのみ開示する方法で提供しております。 例年、当社の株主総会では、事業報告、連結計算書類の説明の際にグラフを含む説明スライドを表示し、株主の皆様への当事業の理解に繋がるように努めております。また、事業報告、連結計算書類のご報告に関しては、ナレーションを用い、株主の皆様への理解の促進を図っております。 その他、株主総会終了後速やかに当社ウェブサイトに株主通信を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2018年4月1日から施行のフェア・ディスクロージャー・ルールを踏まえ、当社もディスクロージャーポリシーの作成・公表を検討いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在、定期的には開催しておりません。 今後、当社の企業価値を適正にご理解して頂く場の一つとして、また、機関投資家と個人投資家の情報格差を減らし、フェア・ディスクロージャー・ルールの趣旨・意義に沿うよう、実施を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2021年3月期の決算説明会は、コロナ禍の影響もあり、当社サイトに説明資料を掲載し、質疑については個別の電話会議等に対応いたしました。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在、定期的には開催しておりませんが、問い合わせについては、個別に対応しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	各種報告書、決算説明資料及び株主総会招集通知、株主通信等を当社ホームページへ掲載しており、決算説明資料、株主総会招集通知については英文での掲載もしております。 また、2018年4月1日から施行のフェア・ディスクロージャー・ルールを踏まえ、招集通知の英訳も含め当社ホームページでの情報提供の拡充についても、引き続き検討してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	現在、IR業務については広報・IR担当部門が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	複数の社内規程にて規定しており、社内の意識醸成を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、21世紀を「環境世紀」と認識し、「環境管理規定」を制定するなど、事業の成長と地球環境の負荷軽減に取り組むとともに、環境保全活動を推進しております。 また、「プライバシーマーク」を取得し、個人情報保護活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	複数の社内規程にて規定しており、社内の意識醸成を図っております。
その他	当社には、まだ女性役員はおりませんが、女性管理職は3名おります。 当社では、女性役員、管理職の登用は、引き続き取り組むべき課題と捉えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役及び従業員は、役員規程及び社員就業規則に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
 - 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するために、コンプライアンス規程を策定しコンプライアンス担当役員を置く。
 - 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
 - 監査等委員会直轄の内部監査担当部門は、コンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - 法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
 - 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、総務担当部門が警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 「取締役会」、「経営会議」及びその他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長、執行役員及びその他の者による重要な決裁に係る情報、ならびに財務、その他の管理業務、リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款及び社内規程等に基づき、保存・管理する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対する適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかる。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と執行役員の役割を明確にする。
- ・取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- ・業務執行に当たっては業務分掌規程と職務権限規程において責任と権限を定める。
- ・重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役と執行役員をメンバーとする経営会議において審議する。
- ・取締役会の運用に関する事項を取締役会規程に、取締役に関する基本事項を役員規程に定める。
- 5.次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)における業務の適正を確保するための体制
- イ.子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(八及び二において「取締役等」という。)の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ・当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を原則四半期毎に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
- ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は子会社に、当社のリスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対する適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかるよう求める。
- ・当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告する体制を構築するよう求める。
- 八.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールを策定を求める。
- ・当社は、原則四半期毎に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
- 二.子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は子会社に、その取締役等及び従業員が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
- ・当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査等委員会が選定する監査等委員及び内部監査担当部門による評価を求める。
- ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見及びその是正をはかるために、内部通報窓口制度を導入し利用する事を求める。
- 6.監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
- ・内部監査担当部門の従業員は、監査等委員会の職務を補助するスタッフ(以下、「監査補助スタッフ」という。)として、監査等委員会の職務を補助する。
- 7.監査補助スタッフの取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
- ・監査補助スタッフは、監査等委員会および監査等委員会が選定する監査等委員からの指揮命令に従う。
- ・監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- 8.監査等委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)と従業員は、監査等委員会の職務を補助すべき監査補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- 9.次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ.当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)または従業員にその説明を求めることができる。
- ロ.当社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(この項目において「取締役等」という。)及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ・子会社の取締役等及び従業員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役等及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告を行い、担当部門は監査等委員会に報告する。
- ・当社の子会社を管理する部門及び内部監査担当部門は、定期的に当社の監査等委員会に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- 10.当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、当社の監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを内部通報制度運用規程に明記する。
- 11.当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項
- ・当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 12.その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役と監査等委員会との間で定期的な意見交換会を開催する。
- ・監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査担当部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1.反社会的勢力に向けた基本的な考え方
- ・当社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わることも、いかなる形であっても、あってはならない。
- ・当社の従業員(当社で働くすべての人)は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許す

ことなく、排除する姿勢を示さなければならない。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制

・反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程及び反社会的勢力対応規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図ります。組織的には、コンプライアンス担当役員、総務担当部門長、法務担当部門長及び顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「コーポレート・ガバナンス体制についての模式図」及び「適時開示体制の概要」

